

## 耳納北麓観光拠点施設の指定管理者募集に関する質問及び回答

No.	質問	回答	回答日
1	6 応募資格及び欠格事項等 「久留米市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営することのできる者」とありますが、受託後、指定管理期間開始までに久留米市内事務所又は事業所を有しているという理解でよろしいでしょうか？	応募資格のため、応募時点で久留米市内に事務所又は事業所を有している必要があります。	5月21日
2	週に1回食堂営業をされていますが、保健所への営業許可はどの業態で申請、許可を得ておりますでしょうか。又、申請者は指定管理者でしょうか。 もし、営業許可を申請していない場合、どのような立付け、整理の上で営業をされているかご教示いただけますでしょうか。	営業の種類は「飲食店営業」、業態は「一般」で許可を得ています。 食堂は指定管理者と地元校区との連携のなかで設置をされています。このため申請者は実際に食堂を運営されている地元の団体となっています。	6月10日
3	指定管理者の応募資格に関し、共同事業体での応募について確認させてください。 a.共同事業体で応募する場合、構成団体のすべてが久留米市内に事務所又は事業所を有している必要があるのか、もしくは一部の構成団体のみが該当していれば要件を満たすのか、ご教示ください。 b.「意思決定等を行う本社等の機能を久留米市内に有する団体を構成員に含むこと」とありますが、当該団体については、共同事業体の代表団体である必要はなく、構成員の一団体として含まれていれば要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	a.一部の構成団体のみが久留米市内に事務所又は事業所を有している状態でも要件を満たします。 b.お見込みのとおりです。	6月10日
4	施設内の鍵・アクセス管理（鍵の種類、ICカード・システムの有無）の実情と引継ぎ方法はようになりますか？	各施設ともシリンダーに差し込むタイプの鍵を使用していますので、そちらを引き渡すこととなります。また、現指定管理者は機械警備を実施していますので、その装置があります。次期指定管理者候補者決定後に業務引継ぎを行いますので、その中で同装置を継続使用するか等についても現指定管理者と調整をすることとなります。	6月10日
5	現状、仕様書にある業務外で現管理者が行っている業務はありますか？（レンタルサイクル等）	レンタサイクル事業に加え、久留米市世界のつばき館で自動販売機の設置をされています。また、「（1）⑥施設間連携イベントの実施イ）閑散期における来訪機会の創出に資するもの」の一環として「耳納北麓ジェラート街道」を実施しています。これに関連して「久留米つばきジェラート」の販売をされています。加えて各館内にWi-Fiの設置をされています。	6月10日
6	（2）体験交流、企画展の実施、特産品の販売等の観光振興に関する業務 施設収入（使用料、賃貸、売店等）の取り扱い（指定管理者が全て受領するか、按分や納付のルール）はどうなっていますか？	市と指定管理者の間においては、指定管理業務による収入は全て指定管理者が受領することとなります。自動販売機の設置など指定管理業務以外で施設を使用する場合は関連規定に従い行政財産使用料を納付いただいています。 なお、特産品の販売等、指定管理者と他の事業者の間においては、個別の契約に基づき処理をされています。	6月10日